

**「兵庫県社会的養育推進計画（案）」に関する  
皆様からのご意見・ご提案を募集しています**

平成 28 年に児童福祉法の改正が行われ、昭和 22 年の制定時から見直されてこなかった理念規定が改正され、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。また、平成 29 年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律において、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法の関与の強化等がなされました。

兵庫県では、改正児童福祉法等を受け、平成 27 年 3 月策定の「兵庫県家庭的養育推進計画」を全面的に見直し、令和 2 年 3 月に「兵庫県社会的養育推進計画」を策定しました。

令和 4 年の改正児童福祉法では、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化や一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上、社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化、児童の意見聴取等の仕組みの整備、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入など子どもに対する家庭及び養育環境の支援が強化されたことを踏まえ、令和 6 年 6 月に学識経験者や関係団体等で構成する「兵庫県社会的養育推進計画改定検討委員会」を設置し、改定について検討を行ってきました。

この検討を踏まえ、このたび、「兵庫県社会的養育推進計画（案）」としてまとめましたので、次のとおり、県民の皆様からのご意見・ご提案を募集します。

なお、ご意見等については、計画改定にあたって考慮させていただきますとともに、提出いただいたご意見等の概要及びこれに対する県の対応については、後日公表させていただきます。

## 1 受付期間

令和 7 年 1 月 7 日（火）から令和 7 年 1 月 28 日（火）まで（必着）

## 2 閲覧方法

### (1) インターネット

兵庫県庁ホームページ（福祉部児童家庭課のページ）に掲載しています。

アドレス <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf12/kaiteikentouiinnkai.html>

### (2) 県民情報センター

県民情報センター（神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁 1 号館 1 階）

各地域県民情報センター（神戸県民センターを除く各地域の県民局及び県民センター内）

### (3) 郵送

送付をご希望の方は、宛先（送付先）を記入し、390 円の郵便切手を貼った A 4 用定形外封筒を下記 4 の提出先まで送付してください。

## 3 ご意見・ご提案の提出方法

(1) 記載様式は自由です。（よろしければ、裏面の様式をご利用ください。）

(2) 提出いただいたご意見等の内容を、当方から照会させていただく場合がありますので、住所（所在地）、氏名（団体名）、電話番号をご記入ください。

(3) 下記の提出先まで、電子メール、Fax、郵送により送付してください。

なお、お電話でのご意見の提出はご遠慮いただいておりますのでご理解ください。

## 4 ご意見・ご提案の提出先

〒650-8567

神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県福祉部児童家庭課家庭支援班

電話：078-362-3639、FAX：078-362-0061、E-mail：jidokatei@pref.hyogo.lg.jp

「兵庫県社会的養育推進計画（案）」についてのご意見・ご提案

--

※1枚で書けない場合は、別の用紙をお使いいただいても結構です。

住所	
氏名	電話番号

**(送付先)**

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
兵庫県福祉部児童家庭課家庭支援班  
電 話：078-362-3639  
F A X：078-362-0061  
E-mail：jidokatei@pref.hyogo.lg.jp